

「憲法を身近に わかりやすく」

4月26日、大阪平和人権センター主催で憲法学習会が開催されました。名古屋学院大・飯島滋明さんより「憲法の今日的意義と課題」と題して講演がありました。非常に分かりやすく説明いただいたので、パワーポイントの資料を組合員の皆さんとも共有したいと思います。

【1】憲法改正をめぐる政治状況

自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党、有志の会の改憲5党派は、2024年9月までに改憲に向けて政治を進める意向。

- ・「日本維新の会」がとりわけ強行姿勢！
- ・改憲目的の中心が憲法9条だが、困難なために「国会議員の任期延長改憲論」の議論が進んでいる。憲法改正が必要か？

【2】憲法の基本原理

「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」
「個人の尊厳」（憲法13条）を中核とする「基本的人権」を保障するため「国民主権」「平和主義」が採用される。

「立憲主義」：基本的人権を尊重しているために最高法規とされる憲法を政治家や裁判官、天皇は守らなければならないという考え方。

⇒憲法を守る義務が課せられているのは国民ではなく政治家たち。

【3】基本的人権の尊重

(1) 個人の尊厳と幸福追求権

「個人の尊厳」（憲法13条、24条）

一人一人の個人を大切にしようという考え

「幸福追求権」（憲法13条）

幸福になることを望み、行動することを認める権利

⇒「当たり前」でなかったからこそ、「国の最高法規」（憲法98条2項）である憲法で保障。

- ・大日本帝国憲法（明治憲法）では、国民は「臣民」
- ・大日本帝国憲法には「徴兵の義務」（20条）男子は召集令状、いわゆる「赤紙」で戦争に。
- ・沢村栄治は野球選手として活動を続けることは許されず、3度目の徴兵の際に戦死。
- ・「死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ」（軍人勅諭）のように、個人の生命すら「鳥の羽根」よりも軽く扱われた。
- ・「国、つまり権力者のために滅私奉公し、命も差し出すのが日本人であれば当然」とされ、「自分が幸せになることを優先する臣民」は「非国民」とされた。
- ・日本国憲法は「人の命を鴻毛」よりも軽く扱い、幸せを望む国民を認めないあり方を否定し、「個人の尊厳」「幸福追求権を」保障。
- ・自民党等はこうした日本国憲法を変えようとしているが、主権者として認めるのか。

(2) 家制度

- ・敗戦までの日本では男女は法的に平等でなく、「個人」よりも「家」が優先された。
- ・個人よりも「家」が優先されたため、「家」に子どもがいない場合、男性が妻以外の女性と性関係を持ち、子どもをつくることは「家」のために当然とされた。
- ・その子どもは「家」の子として妻も育てた。
- ・一方、女性が夫以外の男性と性関係を持てば「姦通罪」で処罰。
- ・女性は法律的に無能力者であり、不動産の売買などの法律行為を単独ではできなかった。

・「家」を守るために結婚には「戸主」の同意。
男女不平等、個人の尊厳を否定してきた敗戦までの家制度を否定するために憲法24条

①婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（「両性」とは「家」ではなく「当事者」という解釈。当時の結婚は男性と女性だったから両性と表記した。）

・婚姻は当事者の同意のみ、個人の尊厳と両性の本質的平等が当たり前でなかったからこそ、憲法でこれらを保障。

・自民党は憲法24条の改正もめざす。

・自民党論点 2004年「家庭内の男女平等は見直すべき」

自民党改憲草案 2012年

①家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。

②家族は互いに助け合わなければならない。

③婚姻は、両性の合意に基づいて成立し～

〔問題点〕

①「個人」としてではなく「家族」が「社会の自然かつ基礎的な単位」とされている。かつての家制度の復活に道を開く。

②「生活保護や年金などの社会保障を国に求めず、家族が面倒を見ろと明言している」（『週刊ポスト』2013年1月25日号42頁での森永卓郎氏発言）

③「両性の合意のみ」でなく、なぜ「両性の合意」に変えようとするのか。「のみ」をはずすことで誰かの合意をさらに要件とする可能性が生じる。

このような改憲を認めてもよいのか。

【4】国民主権

・国のあり方を決めるのは国民という考え方。

・国民のための政治が実現されるためには、国民が政治に意思表示をすれば良いという考え方が背景。

・一方で政治に知識も関心もない国民が政治を決めたら「悪い政治」に…

⇒ナポレオン1世、3世、ヒトラーは国民投票で「皇帝」や「総統」に！

（憲法学会では「民衆は扇動されるので司法・裁判所の力を強めるべき」⇔「国民が憲法や政治をもっと勉強するべき」と意見が分かれています。）

【5】平和主義

（資料1）国連人権理事会（スイス・ジュネーブ）資料室の展示より

「1931年9月、日本軍は中国の満州地方を宣戦布告なしに侵略する」

（資料2）旧フォード工場戦争博物館（シンガポール）展示より

「A REGIME OF FEAR」（恐怖の体制）

オーストラリア戦争記念館（キャンベラ）にも同様の展示が…至る所に事実の記述がある！

アジア・太平洋戦争では

・日本の侵略戦争により、近隣諸国の民衆2000万人から3000万人が犠牲

・日本軍「慰安婦」のように、殺されなくても被害を受けた人も

・日本人の戦死者約310万人

・第2次世界大戦では、5000万人から8000万人の犠牲者

・こうした非人道的な侵略戦争を起こした権力者や軍の上層部は「公教育」や「家」制度、「靖国神社」を利用して「愛国心を植え付け、「愛する国のために死ぬ」と国民に死を強要しながら、自分たちはいざとなれば真っ先に逃げた！

（裏面に続く）

〔例 1〕 満州
1945 年 8 月 9 日、満州にソ連が侵攻。「軍人や役人はすぐに逃げ、祖母たちは取り残され…」 飯島滋明ほか編『これでいいのか！日本の民主主義 失言・名言から読み解く憲法』（現代人文社、2016 年）103 頁の鷹巢直美さんの発言。残された女性や子ども、老人はソ連軍に蹂躪。

〔例 2〕 松代大本営
沖縄戦の際、沖縄県民には徹底抗戦して死ぬことを命じた権力者は、東京から長野県の松代に逃げる準備。

こうした悲惨かつ無責任な戦争を 2 度と権力者や軍上層部にさせないため、憲法で徹底した平和主義

「日本国民は、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」（憲法前文）

「日本国民は、……国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、……永久にこれを放棄する」（9 条）

（1）責任という視点から

・麻生太郎氏のように戦争に行かない政治家や（元）幹部自衛官などは海外派兵や憲法改正に賛成の主張

・しかし戦争で犠牲になるのは派遣される一般自衛官や市民 ⇒「憲法を変えろ」とは決して言わない一般自衛官

・実際に戦争になっても政治家や戦争を主張したジャーナリストは責任をとるか。

・海外派兵、憲法改正を主張する政治家やジャーナリスト、ネット右翼などの主張に賛同し、憲法改正に賛成してもよいか。

（2）自衛隊明記の改憲論

自民党は憲法 9 条に自衛隊を明記、公明党は 72 条、73 条に自衛隊明記を主張。

・憲法に自衛隊が明記されれば、「憲法上の組織である自衛隊の維持は、政府の憲法上の責務であり、そのために徴兵制を実施する」との政府の主張が憲法的には問題がないとされ、徴兵制の実現の可能性。

・「憲法上の組織である自衛隊の円滑な活用を確保することは政府の役割」等の主張により、医師、看護師、薬剤師、建築、運送、通信業者が戦争に活用される危険性。

（3）ロシア・中国・北朝鮮は脅威？

ロシアや中国、北朝鮮と本当に戦争する気？
大都市に人口が集中する日本が戦争可能か。
日本に（核）の飽和攻撃の可能性。
近隣諸国が脅威なら原発再稼働は支離滅裂。
サイバー攻撃で日本は壊滅的破壊。

・絶対に戦争にならないよう、平時からの平和創造のための外交や経済的結びつき等を強める
「国際協調主義」（憲法前文等）を変える必要があるか。

【6】日本国憲法と地方自治

敗戦までの地方公共団体：国家の下請け機関
⇒政府の意向を国民（臣民）に浸透させる役割。

戦前、内務大臣・床次竹次郎が書いた『地方自治及振興策』（明治 45 年）

「日露戦争に勝利を得た理由は種々あろうが、此の自治制度が布かれてあつたのも、確かに戦争に勝つた原因の一つであると思う。一例を上げて言うと、一寸茲でベルを押せば、ずっと隅まで響き応ずる如く、陛下の思召がずっと隅から隅まで及んで居る。これは全く自治制度のお陰であると思ふ。」

・日本国憲法は「平和主義」のためにも「地方自治」を保障。

・国が空港や港湾を一元的に管理したことが戦争遂行を容易にした反省から、地方自治を保障。

・航空法や港湾法では空港や港湾の管理権者が自治体の場合も。

・国会、内閣、裁判所の権力分立は「水平的権力分立」と言われるのに対し、国と自治体の権力分立は「垂直的権力分立」（ドイツ語で vertikale Gewaltenteilung）

例えば非核神戸方式（1975 年 3 月）
「神戸に寄港する外国艦船は、非核証明書を提出しなければならない」

改正地方自治法が成立したらどうなるか ～沖縄の現実を踏まえて～

（1）米兵犯罪
・公務中の犯罪
⇒第 1 次裁判権はアメリカ

・公務外の犯罪
⇒第 1 次裁判権は日本。ただし起訴まで日本側は被疑者の身体拘束はできない。

『東京新聞』2014 年 1 月 3 日付
「裁判権放棄密約」（米兵は裁判にかけないようにする密約）の結果…

米兵ら起訴わずか 5% 08～12 年
性犯罪すべて不起訴
密約で決まった捜査機関制約
地位協定の不平等 神奈川で顕著

（2）沖縄の人の声

2005 年 7 月、県内の女性が当時の稲嶺知事に宛てた手紙

「いったい何人の女性が犠牲になれば、気がすむのでしょうか？」「一日も早く基地をなくしてください」

この手紙は国会でも取り上げられた。（2005 年 7 月 13 日衆議院外務委員会）

・米兵による事件・事故などを受け、沖縄県民はこれ以上の基地負担を拒否。

・2019 年 2 月の県民投票では辺野古新基地建設に反対する沖縄県民は 7 割に。

・しかし安倍・菅・岸田自公政権は辺野古新基地建設を強行。裁判所も基地建設を認める。

・改正地方自治法が成立すれば、沖縄だけでなく、日本各地の自治体に国が強硬手段をとることが可能に。

【7】「労働組合の重要性

（1）『週刊現代』2023 年 7 月 1・8 合併号
・2023 年 6 月 8 日に芸能事務所「トライストーン・エンタテイメント」代表取締役社長に就任した小栗旬（40 歳）が、巨大プロジェクトに向け動き出した。「俳優のための労働組合」を作るというのだ。

・日本には、西田敏行（75 歳）が理事長を務める「日本俳優連合（日俳連）」が存在しているが…

・「約 2600 人の会員がいる日俳連ですが、スト権を持っていない。これは先進国では珍しく、アメリカの『SAG-AFTRA』に代表されるように、韓国やカナダにも労働組合があり俳優の権利が守られている。スト権があることで最低賃金や労働時間が順守されているんです」

・すでに小栗の組合構想には、多くの俳優が賛同しているという。

・「まず、『トライストーン』所属の田中圭や綾野剛、坂口健太郎ら。さらに小栗と親交の深い松本潤、生田斗真、山田孝之、ムロツヨシ、大泉洋も事務所の垣根を越え協力を申し出ているとされる。脚本家の三谷幸喜も『後見人』として名乗り出ているそうです」（映画関係者）

（2）「労働者」を守る手段

①解雇通知や転勤命令 ②残業代が払われない
③ハラスメントを受けている ④育児休暇をとりたい等、
について企業と交渉したいと考えても、個人では企業が交渉しない可能性。

一方、労働組合が団体交渉を申し込んだ際に企業が拒否したら「不当労働行為」（労組法 7 条 2 項）団体交渉で決裂した場合には「ストライキ」の可能性

（3）なぜ労働組合が「反戦平和」や「護憲」の運動をするのか？

⇒「労働者の生活」を守るため
・日本が戦争になれば、「戦争」のために強制的に「動員」される。

・「戦争」になれば「一日 8 時間労働」「最低賃金」などの労働法規は無視される。

・「戦争」状態になったら抵抗するのは困難。だから「戦争する国」「改憲」問題に労働組合が関わる必要がある。

ちなみに女性誌が政治や憲法を取り上げるのは、改憲によって権利が奪われたり、戦争になれば女性や子どもが真っ先に犠牲になるからです。